特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

倉吉市長

公表日

令和5年5月25日

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイ						
①事務の名称	・住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務					
②事務の概要	*電力・ガス・良料品寺価格高騰緊急又接給り金に関する事務 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中で、様々な困難に直面する市民の生活支援として、次の事務を行う。 ●「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号)及び「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付府政経運第280号)に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付に関する事務を行う。 ●「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年9月26日付府政経運第394号)」「基づく、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務を行う。上記事務の実施にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に従い、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を取り扱う。					
③システムの名称	非課税世帯等臨時特別給付金事務支援システム、価格高騰緊急支援給付金事務支援システム、 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
住民税非課税世帯等臨時特 電力・ガス・食料品等価格高	寺別給付金支給台帳 5騰緊急支援給付金支給台帳					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一 第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条					
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二(第121項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4					
5. 評価実施機関におけ	ける担当部署					
①部署	健康福祉部福祉課					
②所属長の役職名	福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開え	示·訂正·利用停止請求					
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市総務部総務課 TEL 0858-22-8111					
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市健康福祉部福祉課 IEL 0858-22-8118					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	西書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価		重点項目	評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ 項目評価書において、リス	《全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ŧネットワークシス [・]	テムを通	値じた入手を 関	余く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	ークシスラ	テムを通じた提]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	との接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[]内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・程	答					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	表紙 評価書名	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事 務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事 務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金に関する事務 基礎項目評価書	事後	事務の追加に伴う評価書名の 変更
令和5年2月13日	表紙 個人のプライバシー等の権 利利益の保護の宣言	倉吉市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	倉吉市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	事務の追加に伴う個人のブラ イパシー等の権利利益の保護 の宣言の変更
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事 務	・住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する 事務 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付 金に 関する事務	事後	事務の追加に伴う事務の名称の変更
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中で、様々な困難に直面する市民の生活支援として、「令和3年度予育て世帯等臨時特別を援事業(子育で世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)」の実施に当たり、住民税非課税世帯等に対し、「令和3年度予育で世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号)」に基づき、臨時特別給付金の支給事務を行う。	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中で、様々な困難に直面する市民の生活支援として、「令和3年度子育性帯等臨時特別的では民税非課税世帯等に対し、「令和3年度子育で世帯等に対し、「令和3年度子育で世帯等臨時特別的では要素支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号)」、「令和4年度子育で世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付府政経運第280号)」及び「令和4年度子育で世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付府政経運第280号)」の近「令和4年度子育で世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年9月26日付府政経運第394号)」に基づき、臨時特別給付金の支給事務を行う。	事後	事務の追加に伴う事務の概要 の変更
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	非課税世帯等臨時特別給付金事務支援システム、 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、 中間サーバー	非課税世帯等臨時特別給付金事務支援システム、価格高騰緊急支援給付金事務支援システム、 価格高騰緊急支援給付金事務支援システム、 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、 中間サーバー	事後	事務の追加に伴うシステムの 名称の変更
令和5年2月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給台帳	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給台帳 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 支給台帳	事後	事務の追加に伴う特定個人情 報ファイル名の変更
令和5年2月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項別表第一第100項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第73条	- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号)第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律 第27号)(以下「番号法」という)第9条第1項 別 表第一 第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令 第5	事後	事務の追加に伴う法令上の根 拠の変更
令和5年2月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日時点	令和4年9月30日時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更
令和5年2月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日時点	令和4年9月30日時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更
令和5年5月25日	表紙 評価書名	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等臨時特別給付に関する事務及び電カ・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和5 年3月31日 終了】	事後	事務終了公表から3年は公表 継続